

平成23年度 京都府入札制度等評価検討委員会（第1回） 議事概要

開催日時及び場所	平成23年10月13日（木） 午後5時30分～7時30分 京都平安ホテル 朱雀	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法学部准教授） 委員 <small>あおき</small> 青木 <small>なえこ</small> 苗子（弁護士） 委員 <small>かわかつ</small> 川勝 <small>たけし</small> 健志（京都府立大学公共政策学部准教授） 委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾（ジャーナリスト(元京都新聞論説委員))	
議 事 概 要	1 開会 [あいさつ (<small>にしかわ</small> 西川総務部副部長)] 2 京都府入札制度等評価検討委員会関係規程について 3 委員長の選出及び委員会の運営について 4 議事 (1) 京都府の公共調達の現状について (2) 地域の建設業をめぐる状況について (3) 入札制度等の改善方策について	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

(1) 京都府の公共調達の実況について

意見・質問	回 答 等
<p>・京都府では、工事、委託等の業務をどのような入札形態で実施しているのか。</p>	<p>・工事、委託等、業務の内容や金額により異なりますが、地方自治法等関係法令の規定により、随意契約、指名競争入札、一般競争入札を実施しています。</p>

(2) 地域の建設業をめぐる状況について

意見・質問	回 答 等
<p>・建設工事で最低制限価格付近に応札が集中することについて、具体的にどのような改善案を考えているのか。</p> <p>・低入札価格調査制度でのペナルティはどのような仕組みになっているのか。</p> <p>・低入札価格調査を経て契約した工事にかかるアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）について、代金不払いの状況や工事の品質等に及ぼす影響等について追跡調査はしているのか。</p> <p>・アンケート調査の目的は何か。</p> <p>・ヒアリングなどにより、立場上、表に出にくい下請業者の本音を捉える必要があるのではないか。</p> <p>・最低制限価格等について、その価格で受注業者に利益がでるのかどうか検証を行っているのか。</p>	<p>・最低制限価格等は中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式（以下「公契連モデル式」という。）の見直しに対応し、京都府でも随時見直しを行っています。今後も直近の平成23年4月のモデル式の見直しに準拠し、府も見直しを実施する必要性があると考えています。</p> <p>また、予定価格を事前公表していることから最低制限価格を推測し易い状況にあるため、改善する必要があると考えています。</p> <p>・低入札価格調査時に必要な書類を提出しないなど、調査に非協力的な場合において、①口頭注意、②文書注意、③指名停止の順に手続きが行われることとなります。指名停止期間は2箇月としております。</p> <p>・アンケート調査の結果からは、代金不払いや品質面の低下を示す内容は特になく、追跡調査は特に実施していません。</p> <p>なお、低入札価格調査時には、施工体系図や安全管理の状況を確認するなど、適正な監督を実施しています。</p> <p>・今後の低入札価格調査制度の改善に役立てるために実施したものです。</p> <p>・現場が厳しい状況であることは認識しており、現場の状況を把握するための調査手法等について引き続き検討していきたいと考えています。</p> <p>・材料費は市場価格により、労務費は労務費調査により設定され、それらを基に基準に従って積算し設定しています。</p> <p>実態としては利益が出ない場合もあると考えられますが、その場合でも、建設業者が手持ちの資材を使用するなどにより何とか利益を捻出している状況ではないかと思われま。そのような場合、企業として当面は事業を</p>

<p>・同価入札によるくじ引きが多発していることについて、原因は何か。それぞれの業者がきちんと積算を行っているのか</p>	<p>継続できても、後が続かないことになると考えています。</p> <p>・最低制限価格等を推測するための手法として、①事前公表されている予定価格から逆算、②必要経費を積み上げての積算、の2種類の方法が考えられます。予定価格から逆算する積算の専門業者もあると聞いており、入札価格が集中する一因と考えています。</p>
---	--

(3) 入札制度の改善方策について

意見・質問	回答等
<p>①最低制限価格制度等の見直し</p> <p>・国の基準である公契連モデル式に準拠する形で最低制限価格等の見直しを実施することについて、国と府の実状が同様であるとの認識によるものか。</p> <p>③総合評価競争入札の拡充 ◇予定価格事後公表を一部工事で試行</p> <p>・低入札価格調査制度でも言えることだが、不適格業者の排除の観点からするとペナルティの指名停止期間が短すぎるのではないか。</p> <p>◇総合点で地域貢献企業が優先される仕組みを導入</p> <p>・地域貢献の「地域」とはどの範囲か。</p> <p>・評価項目として地域貢献だけで良いのか。グローバルな視点で府に貢献するような観点での項目も必要ではないか。</p>	<p>・基本的な部分は国と共通するものと認識していますが、現場管理費の変動幅であるαについては、それを超えるものとして考えています。</p> <p>机上だけで積算できることが問題であると考えており、αについては、必要な現場状況をきちんと把握する者がより精度の高い積算ができるといった観点で設定しています。</p> <p>・非公開情報の不正入札に係る指名停止期間は現状では3箇月ですが、事後公表の実施に伴うコンプライアンス対策として、指名停止期間の延長を検討しています。</p> <p>・土木事務所単位で考えています。</p> <p>・地域における安心・安全中心の視点により、幅広い地域貢献を捉える中で評価項目を整理し、新たな枠組みを検討していきます。一方、参加者資格を定める経営事項審査においては、ISOや障害者雇用といった項目も審査しています。</p>
<p>【委員会意見とりまとめ】</p> <p>①最低制限価格制度等の見直し ◇調査基準価格の改正・最低制限価格の改正について (意見) 実施すべき</p> <p>◇最低制限価格制度対象の見直しについて (意見) 見直しの方向性は適当と考える。対象範囲の設定などについて、本日の委員会での意見を踏まえ、具体的に検討し、再度委員会で審議する。</p>	

②元請下請関係適正化の取組について
(意見) 提案のあった内容で実施すべき

③総合評価競争入札の拡充について

◇予定価格の事後公表を一部工事で試行

(意見) 情報管理の徹底を図る中で、試行的に実施することが妥当

◇総合点で地域貢献企業が優先される仕組みを導入について

(意見) 試行的実施に向け、具体的な制度設計を行い、再度委員会で審議する

◇評価点の細分化について

(意見) 提案どおりで実施すべき。